

下水熱利用推進協議会の設置について

1. 設置目的

下水熱は下水道管渠ネットワークを通じて都市に豊富に存在し、都市の低炭素化効果の高い未利用エネルギーであるが、国内における利用事例は少なく、利用形態も下水処理場内での利用及び近接需要地での利用にとどまる。

また、都市再生特別措置法の一部改正（平成 23 年 4 月）により、特定都市再生緊急整備地域における民間事業者による下水熱利用の規制緩和が行われ、さらに「都市の低炭素化の促進に関する法律案」（平成 24 年 2 月 28 日閣議決定）においても、低炭素まちづくり計画に基づく民間事業者による未処理下水熱の特例が設けられているところであるが、国内における事例が少ないことから、下水熱利用に係る知見等の不足、下水熱利用の採算性評価に係る困難性、関係者の意識向上等について課題がある。

このような状況を踏まえ、下水熱利用システムの事業採算性の向上等に向けた情報・意見交換、各種課題の整理等を行うことにより、下水熱利用推進に向けて取り組むべき施策の方向性についてのコンセンサスを形成するとともに、下水熱利用に向けた機運の醸成を図ることを目的として「下水熱利用推進協議会」を設置する。

2. 組織

協議会は、有識者、下水道管理者、関係団体等から構成する。事務局は、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課、三菱総合研究所が担当する。

なお、協議会の進行は事務局が務め、座長は置かない形とする。

3. 検討事項・進め方

下水熱利用に係る取組状況や今後の方向性、国に期待すること等について、構成員や地方公共団体から発表を行い、意見交換を行う。

4. 議事等の公開

会議及び配付資料は、原則公開とする。会議後に、議事概要を公表する。

5. スケジュール（平成 27 年度）

第 8 回：3 月 3 日（木）（年度内 1 回開催）

※回数は通算